

環境配慮型データセンター認定制度要綱

(制定) 平成27年5月28日付27環地総第121号

(目的)

第1条 この要綱は、データセンターのうち地球温暖化対策の推進に資する優れた取組を行っているもの(以下「地球温暖化対策の推進に資するデータセンター」という。)を募集し、その取組内容等を審査及び公表することにより、地球温暖化対策の推進に資するデータセンターの普及及び利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 データセンター 情報通信技術に係るコンピュータ類(サーバー、ストレージ、ルーター、スイッチ等をいう。)及び当該コンピュータ類に付随する電源設備、空調設備等の専用設備並びにそれらを収容して稼働させるための区画を備えた建物
- 二 環境に優しいデータセンター 東京都(以下「都」という。)と特定非営利法人日本データセンター協会(以下「JDCC」という。)が締結した「地球温暖化対策の推進に資するデータセンターの認定・公表に関する協定書(以下「協定書」という。)」に基づき、JDCCが認定したデータセンター
- 三 環境配慮型データセンター 環境に優しいデータセンターのうち、地球温暖化対策の推進に資する優れた取組を行っているものとして都が認定したデータセンター

(環境配慮型データセンターの対象要件)

第3条 環境配慮型データセンターの対象となるデータセンターは、次の各号のいずれにも該当するデータセンターとする。

- 一 セキュリティ管理や電源設備等の安全性・信頼性を確保したデータセンターであること。
- 二 データセンター全体のエネルギー効率の優れたデータセンターであること。
- 三 省エネルギー対策に積極的に取り組んでいるデータセンターであること。

(環境配慮型データセンターの申請)

第4条 環境に優しいデータセンターのうち、環境配慮型データセンターの認定を希望する事業者は、別に定める申請書(別記第1号様式)に記載し、知事に提出しなければならない。

(環境配慮型データセンターの認定)

第5条 知事は、前条の規定により環境配慮型データセンターの認定の申請があったデータセンターについて、次の各項目について別表1に基づき審査を行う。

- 一 データセンターの建物及び設備の性能(以下「建物設備性能」という。)
- 二 データセンターのエネルギー使用効率(データセンターにおける全てのエネルギー使用量を情報通信機器に係るエネルギー使用量で除した値をいう。以下「PUE」という。)
- 三 データセンターの省エネルギーに資する運用対策の取組(以下「運用管理項目」という。)

2 認定は、データセンターの取組状況の水準に応じて2段階で行うものとする。

(審査結果の通知)

第6条 知事は、前条の規定による審査を実施したときは、当該審査の結果を、申請を行った事業者に対し、別記第2号様式による審査結果通知書により通知する。

(環境配慮型データセンターの有効期限)

第7条 第5条の規定による認定の有効期限は、平成28年度末までとする。

(環境配慮型データセンターの公表)

第8条 知事は、第5条の規定により認定した環境配慮型データセンターについて、次の事項を公表する。

- 一 データセンターの名称
- 二 データセンターの所在地（区市町村名まで）
- 三 データセンター事業者名及び問合せ先
- 四 データセンターの評価段階
- 五 認定日

2 前項の規定による公表の手段は、インターネットの利用によるものとする。

(変更の届出)

第9条 環境配慮型データセンターの認定通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、前条の規定によって公表された内容について変更があった場合は、別記第3号様式による変更届出書を速やかに提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- 一 申請に当たって、虚偽の内容があったとき。
- 二 当該データセンターが廃止又は事業を休止したとき。
- 三 環境に優しいデータセンターの認定をJ D C Cに取り消されたとき。
- 四 当該データセンターについて、再度認定の申請を行い、新たに認定されたとき。

(公表の中止)

第11条 知事は、前条の規定により認定が取り消された場合には、環境配慮型データセンターの公表を中止するものとする。

2 前項の規定による環境配慮型データセンターの公表の中止に伴い、認定事業者に不利益が生じても都は一切責任を負わないものとする。

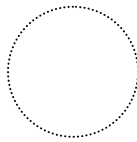
(その他)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、認定及び公表等に当たり必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。



年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

環境配慮型データセンター認定申請書

環境配慮型データセンター認定制度要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。なお、同要綱第5条の規定により環境配慮型データセンターに認定された場合には、同要綱第8条より公表されること及び同要綱第11条第1項の規定により公表を中止されること並びに同条第2項の規定の内容を了承します。

記

データセンターの名称				
所在地		都・道・府・県 (当てはまるものに○をつけてください)		
		市・区・町・村 (当てはまるものに○をつけてください) 丁目 番地 号		
運用開始年月		年 月		
連絡先	郵便番号 住所	()		
	事業者名			
	部署名		担当者名	
	電話番号		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス			
添付書類		環境に優しいデータセンター認定証 (写し)		
※受付欄				

年 月 日
環地総第 号

(申請者)
氏名又は名称
代表者氏名

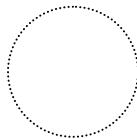
東京都知事

環境配慮型データセンター審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった環境配慮型データセンターの申請について、環境配慮型データセンター認定制度要綱第6条に基づき、審査結果を通知します。

記

- 1 データセンターの名称
- 2 データセンターの所在地
- 3 審査結果



年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

環境配慮型データセンター変更届出書

環境配慮型データセンター認定制度要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

データセンターの名称			
認定番号			
変更事由		1 データセンターの名称 2 データセンターの所在地 3 データセンター事業者名又は問合せ先 (当てはまるものに○をつけてください)	
変更内容	変更前		
	変更後		
変更事由の発生日			
変更理由			
連絡先	郵便番号	(-)	
	住所		
	事業者名		
	部署名		担当者名
	電話番号		ファクシミリ番号
電子メールアドレス			
※受付欄			